

令和6年度 未利用食材活用マッチング支援業務委託【ヒアリング調査】 仕様書

第1 業務委託の名称

令和6年度 未利用食材活用マッチング支援業務委託【ヒアリング調査】

第2 業務実施期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

第3 予算上限額

金1,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

第4 委託業務内容

未利用食材のアップサイクルの取組促進に必要な調査及び実績報告を行う。

なお、この仕様書に定めるもののほか、実施に当たり疑義を生じた場合は、委託者と受託者双方で協議のうえ決定する。

項目	内容
1 ヒアリング調査	調査に回答した事業者の中から今後マッチングの可能性が高い事業者30社以上に訪問、オンライン、又は電話等で回答内容の詳細をヒアリングする。 (1) 未利用食材発生事業者に対しては、発生する未利用食材の品目及び量の詳細や発生時期、現在の処理・活用状況、提供に当たっての課題等をヒアリングする。 (2) 未利用食材活用事業者に対しては、活用希望品目や希望量、規格、活用場所、運搬・保管手段、活用に係る課題等をヒアリングする。
2 データベース作成	委託者から提供される回収済み調査票及び項目1により得た情報を取りまとめ、アップサイクルに関するマッチングに使用するデータベースを令和6年9月末までを目途に作成する。
3 創意工夫の取組	マッチングの実現性向上及びアップサイクルの取組促進に寄与する創意工夫の取組を提案し、予算上限額内で実施する。
4 実績報告	本業務をまとめた業務実績報告書を提出する。

第5 成果品

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 調査結果（データベース） | 1式（MS エクセル形式） |
| (2) 業務実績報告書 | 1部（A4版） |
| (3) (2)の電子データ | 1式（PDF形式） |

第6 その他留意事項

- (1) 委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。
- (2) 個人情報保護法（平成15年法律第57条）及び静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）の遵守等、個人情報の管理には十分留意すること。
- (3) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせないこと。ただし、委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (4) 業務実施期間中は、主任担当者を置き、常時、連絡が取れる体制をとること。